

事務連絡
平成26年7月2日

非営利一般社団法人 日本ペットサロン協会
理事長 田中 健司 殿

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長

消費税率の引き上げに伴う消費税転嫁を阻害する表示の防止の徹底について

平成24年8月22日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が公布され、平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が8%に引き上げられたとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じております。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。

また、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

今般、トリミング等の第一種動物取扱業（保管業）において、消費税の転嫁を阻害する表示を行っていた事案が4件あり、是正の指導を行いました。このことを踏まえ、貴団体におかれては、上記の趣旨について十分理解され、消費税の転嫁拒否等の行為及び消費税の転嫁を阻害する表示行為を行うことがないよう貴協会員に周知を行っていただきますよう御協力お願いいたします。

- 消費税の転嫁を阻害する表示を行っていた事案の例
- 「消費税込み価格より消費税分を割り引き致します」
- 「消費税分をサービスさせていただきます」
- 「次回分の消費税分割引」
- 「初回割引 消費税分還元」

なお、以上の参考として、下記の資料を同封いたしますので、御活用ください。

記

- 1 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年11月20131008中第5号・公取取第238号）
- 2 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成25年11月15日消表対第522号）
- 3 消費税転嫁対策特別措置法の概要
 - 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syouhizei.pdf>
 - リーフレット（消費税転嫁対策特別措置法が施行されました）
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.files/131001leaflet.pdf>
- 4 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（ガイドライン）
 - 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドライン等について
<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/houritugl.pdf>
- 5 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外に関する考え方（ガイドライン）
 - よくわかる景品表示法と公正競争規約
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110329premiums_1.pdf
 - 事例で分かる！景品表示法
<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf>
- 6 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（パンフレット）
 - パンフレット（消費税の円滑かつ適正な転嫁のために）

以上